

第 1 章

総

論

第1節 計画の基本的な考え方

1 障がい者福祉計画策定の趣旨

平成25年度から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）が施行されました。

この法律において、障がい者及び障がい児の日常生活及び社会生活を営むための支援は、その支援をうけることにより、社会参加の機会やどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々との共生が妨げられないこと、さらに、日常生活又は社会生活を営む上で障壁（バリア）となる一切のものが取り除かれるよう総合的かつ計画的に行われなければならない旨が、基本理念として掲げられました。

また、障害者総合支援法の附則において、同法の施行から3年後を目処として、障害福祉サービスのあり方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとされていることを踏まえて、平成28年3月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立しました。

「北斗市障がい者福祉計画（第5期計画）」及び「北斗市障がい児福祉計画（第1期計画）」は、障害福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進をし、障がい者が自ら望む地域生活が送れるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するために、新たな計画を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

(1) 本計画の位置づけ

この計画は、障害者総合支援法に基づく「障がい者福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を一体的に策定されたものです。

(2) 他の計画との関係

この計画は、国の及び道の基本方針を踏まえるとともに、「北斗市総合計画」を上位計画とし、「北斗市地域福祉計画」、「北斗市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「北斗市子ども支援事業計画」等との整合性を考慮し策定するものです。

3 計画の対象とする障がい者の範囲

この計画の対象となる「障がい者」とは、障害者総合支援法に規定された、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法での知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（高次脳機能障害者及び発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいいます。また「障がい児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいいます。

4 計画の期間

市町村障がい福祉計画は3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。このため、この計画の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間としています。

5 計画期間中の見直しについて

国では、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が障がい者施策の充実強化を図るため施行されています。

このような国の動向も踏まえ、必要に応じて計画期間中において法制度等の変更があった場合には、必要に応じ、本計画の見直しを行うものとします。

6 計画の推進体制

本計画は、福祉分野の各個別計画と理念を共有しながら、本市における障がい者福祉に関する基本的な計画であるとともに、障がい者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるための必要な取組を定める計画です。

本計画の推進に当たっては、行政のみならず市民・事業者・関係機関がそれぞれの役割の下に連携を図りながら、協働して取り組みを目指します。

(1) 函館地域障害者自立支援協議会

障がい者が住み慣れた地域で日常生活や社会生活を営み、安心して心豊かに暮らすことができるよう、障害者総合支援法に基づき、北斗市、函館市、七飯町の2市1町で函館地域障害者自立支援協議会を設置しています。

この協議会では、障がい者の社会参加の機会や地域社会での共生を妨げる社会的障壁の除去などの課題解決に向けて、地域の関係機関との連携体制の整備を図るための協議を行います。

(2) 地域住民、民間事業者、ボランティア団体との協働

障がい者福祉を推進する上で、地域住民、民間事業者、ボランティア団体などは行政の大切なパートナーです。障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する必要があります。障がい者相談支援センターや地域包括支援センターを中心にそれぞれが地域の実態や課題について把握し、関係者間で問題意識を共有できるよう行政としても働きかけていきます。

(3) 国・道・函館市・七飯町との連携

国や道の制度変更等の動向を的確に把握し、本市の施策推進にいかしていきます。また、障がい者福祉を推進する上で、広域的に対応することが望ましい施策については、函館市、七飯町との連携を図り、施策を推進します。

7 計画の基本目標

本計画においては、以下の施策を重点的に推進していくものとします。

(1) 地域生活支援の充実

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるように、居宅支援サービスやグループホームなどの充実に努めます。また、施設入所者の地域生活への移行を支援し促進するとともに、地域生活に向けた相談、助言等を行うサービス（自立生活援助）が創設されることから、地域生活支援体制の整備に努めます。

(2) 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

(3) 地域生活の継続に向けた支援

在宅で生活する障がい者の高齢化や重度化、さらには生活を支えていた親が亡くなった後でも、地域での生活が継続できる体制づくりのため、地域生活支援拠点等の整備に努めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

従来は、高齢者、障がい者、児童等の対象者ごとに充実させてきた福祉サービスについて、これらを一体的に提供する「共生型サービス」の構築に努めます。

(5) 就労支援の充実

障がい者の就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家庭との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）が創設されることから、職場に定着できるような体制の整備に努めます。また、就労機会の拡大や工賃（給料）水準の向上に向けた取組を推進します。

(6) 子どもの将来の自立に向けた発達支援

発達の遅れや障がいのある子どもに対する児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業等の提供体制の強化や、医療的ケアを必要とする児童への支援の充実等、体制の構築に努めます。

第2節 障がい者施策の進捗状況

1 市のこれまでの取り組み

平成9年度以降に、新たに取り組んだ障がいのある人にかかわる主な施策・事業の実績は次のとおりです。

◆新たに取り組んだ障がいのある人にかかわる施策・事業（平成9年度以降）

施策・事業名	実施年度	事業の内容
在日外国人障害者福祉給付金支給事業	平成9年度 }	無年金者の在住外国人に対し、地域で安定した自立生活を支援するため、福祉給付金を支給する。 支給額：月額25千円
身体障害者自動車運転免許取得費助成事業	平成10年度 }	自動車運転免許の取得により社会参加が見込まれる身体障がいのある人に対して、就労等社会活動への参加を促進するため、その取得に要する費用の一部を助成する。 助成額：105千円
身体障害者用自動車改造費助成事業	平成10年度 }	重度の身体障がいのある人に対して、就労等のために自動車を取得する場合に、その自動車の改造に要する費用の一部を助成する。 助成額：100千円
給食サービス事業	平成10年度 } 平成15年度	調理が困難な身体障がいのある人及び65歳以上の高齢の人に対して、定期的に居宅に訪問して食事を提供するとともに、当該利用者の安否確認を行う。
進行性筋萎縮症者療養費給付事業	平成11年度 }	進行性筋萎縮症に罹患している身体障がいのある人に対し、療養にあわせて必要な訓練等を行うための費用を給付する。
障害者生活支援事業	平成11年度 }	在宅の障がいのある人に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談及び情報の提供等を総合的に行うため、函館市、旧上磯町、旧大野町、七飯町及び旧戸井町で、函館市内に障害者生活支援センターを設置する。
ホームヘルパー資格取得者助成事業	平成11年度 } 平成23年度	ホームヘルパーの養成を支援するため、ホームヘルパーの資格を取得した人に対し、その資格取得費用の一部を助成する。 助成額：10千円
ホームヘルパー養成研修事業	平成12年度 } 平成23年度	広く市民に家族介護の技術取得等を目的として、ホームヘルパーを養成する。
外出支援サービス事業	平成12年度 }	身体障がい者短期入所等の福祉サービス利用の際の送迎を行う。

施策・事業名	実施年度	事業の内容
除雪サービス事業	平成12年度 }	労力その他の理由により除雪が困難な65歳以上の身体障がいのある人に対し、積雪による災害の発生等を未然に防ぐため、生活路等の確保のための居宅の玄関前などから公道出入口までの除雪を行う。
デイホーム運営事業	平成12年度 }	在宅介護支援のために、在宅の心身に障がいのある人、虚弱または認知症の65歳以上の高齢の人を対象に、家族の送り迎えにより一時預かりをして、趣味活動や創作活動等のサービスを行う。
福祉ハイヤー料金助成事業	平成12年度 } 平成19年度	旧大野町区域に居住する重度障がい（下肢・体幹・視覚・内部障害1～3級、知的A判定）のある人及び80歳以上の高齢の人が通院等日常生活の中で、交通手段としてハイヤーを利用する場合に、その料金の一部を助成する。 助成額：12千円（500円×24回分） ※この事業は、両町合併前の協議により、旧大野町のみ平成19年度まで実施。
訪問理美容サービス事業	平成12年度 }	身体障がいのある人及び65歳以上の高齢の人のみ世帯に対して、年6回まで訪問による理美容サービスを行う。
障害者地域活動緊急生活支援事業	平成13年度 }	函館市、旧上磯町、旧大野町、七飯町及び旧戸井町による障害者生活支援ネットワークを活用し、障がいのある人を介護している人が緊急な出来事等により介護することができない場合に、生活支援員を派遣する。
手話通訳・要約筆記奉仕員派遣事業	平成13年度 }	聴覚及び言語機能に障がいのある人と健聴者との意志の疎通を円滑にするため、函館市、旧上磯町、旧大野町、七飯町によるネットワークにより手話通訳者等の派遣を行う。
心身障害者地域共同作業所「夢」運営費補助事業	平成12年度 } 平成20年度	就労することが困難な在宅の障がいのある人に対し、通所による生活訓練・作業訓練を行うとともに就労の場である共同作業所の運営費を助成する。
身体障害者デイサービスの充実	平成13年度 }	介護保険デイサービスセンターとの相互利用により実施している身体障害者デイサービス事業に、新たに函館市内にある身体障害者デイサービスセンターの利用を可能とし、入浴、食事の提供、機能訓練その他のサービスを提供する。
おしま菌床きのこセンター増築整備補助事業	平成13年度	知的障害者通所授産施設の増築整備事業に対し、施設整備費及び設備整備費を助成する。

施策・事業名	実施年度	事業の内容
知的障害者ホームヘルプサービス事業	平成13年度 }	知的障がいのため、日常生活を営むのに支障がある人に対し、その人の居宅にホームヘルパーを派遣して入浴等の介護、家事その他のサービスの提供を行う。
知的障害者ガイドヘルパー派遣事業	平成13年度 }	単独で外出が困難な知的障がいのある人の外出時に付き添いを行い、介護等の便宜を図るガイドヘルパーを派遣する。
「旧長生寮」無償貸与	平成13年度 }	知的障がい者グループホームの開設・運営に対し、「旧長生寮」の土地及び建物を無償貸与する。
精神障害者ホームヘルプサービス事業	平成14年度 }	精神障がいのため、日常生活を営むのに支障がある人に対し、その人の居宅にホームヘルパーを派遣して入浴等の介護、家事その他のサービスの提供を行う。
精神障害者短期入所事業	平成14年度 }	在宅の精神障がいのある人に対して、当該障がいのある人の介護を行う人の疾病その他の理由により、当該障がいのある人が居宅において介護を受けることができず、一時的な保護を必要とする場合に、施設に短期間の入所をさせる。
北海道障害者スポーツ大会渡島大会	平成14年度	全道障害者スポーツ大会を渡島支庁管内1市10町により各種競技を開催。旧上磯町では水泳競技大会、旧大野町ではアーチェリーを開催する。
食の自立支援事業	平成15年度 }	調理が困難な身体障がいのある人及び65歳以上の高齢の人に対して、定期的に居宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、当該利用者の安否確認を行う。
住宅改造費支給事業	平成15年度 }	下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい等を有する身体障がいのある人又は子どもに対し、手すりの取り付け、段差の解消等のための住宅改修に要した経費を給付する。 上限額：20万円
食事支援ロボットの給付	平成15年度 }	四肢機能の全廃又は両上肢機能の全廃で坐位保持困難な体幹機能障がい1級の人に対し、操作装置を身体の一部を動かして自分で食事ができる食事支援ロボットの購入費を給付する。
車椅子トイレ整備事業	平成15年度	トラピスト修道院公衆便所に車椅子トイレを設置する。
知的障害児通園施設「つくしんぼ学級」改築整備	平成15年度	知的障害児通園施設移転改築整備事業に対し、施設整備費及び設備整備費を助成する。

施策・事業名	実施年度	事業の内容
障害者地域生活支援ステップアップ事業	平成15年度	地域生活支援の取組みのレベルを段階的に引き上げて（ステップアップ）、質的向上を図るための国のモデル事業を実施し、サテライト型の障がい者生活支援センター「アシスト・かみいそ（現名称「アシスト・ほくと）」を設置し、各種研修事業等を行う。
重度心身障害者医療費助成制度の充実	平成15年度 }	自己負担であった初診時一部負担金を助成する。
知的障害者通所授産施設「クッキーハウス」分場整備事業	平成16年度	知的障害者通所授産施設分場新設整備事業に対し、施設整備費及び設備整備費を助成する。
オストメイト対応トイレ改修事業	平成16年度	市役所本庁舎、七重浜住民センター及び総合文化センターの車椅子用トイレをオストメイト対応トイレに改修する。
子ども発達支援事業	平成17年度 }	障がい等により特別な支援を必要とする児童及び家族に対し、日常的に適切な療育や相談支援等を行うため、児童デイサービスセンター（おしま地域療育センター）を指定し、発達支援センターを設置する。
地域活動支援センターの指定	平成18年度 } 平成20年度	地域活動支援センターとして、従前の地域共同作業所「夢」を指定し、障がいのある人等に対し、創作活動や生産活動の機会の提供を行う。
訪問入浴サービス事業	平成18年度 }	自宅の入浴設備では入浴することが困難な重度の身体障がいのある人に対し、訪問により浴槽を提供し入浴介護を行う。
日中一時支援事業（放課後ケア）	平成18年度 }	障がいのある児童等を日常的に介護している家族の一時的な休息や就労を支援するため、旧教職員住宅を改修して、放課後児童等の日中における活動の場を確保し、障がい児の親等で作る「ほくとゆにばーさるネットワーク」に委託して放課後ケアを行う。
地域自立支援協議会の設置	平成19年度 }	中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進するため、函館市、北斗市及び七飯町との共同により「函館地域障害者自立支援協議会」を設置する。
NPO法人はあと地域共同作業所運営費補助事業	平成19年度 }	就労することが困難な在宅の障がいのある人に対し、通所による生活訓練・作業訓練を行うとともに就労の場である共同作業所の運営費を助成する。
オストメイト対応トイレ改修事業	平成20年度	市役所総合分庁舎前さわやかトイレ及び公民館の車椅子用トイレをオストメイト対応トイレに改修する。

施策・事業名	実施年度	事業の内容
地域活動支援センターの指定	平成20年度 }	地域活動支援センターとして、新たに「はあと地域共同作業所」を指定し、障がいのある人等に対し、創作活動や生産活動の機会の提供を行う。
第57回全道身体障害者福祉大会北斗大会	平成20年度	全道身体障害者福祉大会北斗大会を総合文化センター「かなで〜る」で開催。全道各地から身体に障がいのある人など約660人が参加する。
渡島地区手をつなぐ育成会北斗市大会	平成20年度	渡島地区手をつなぐ育成会北斗市大会を総合文化センター「かなで〜る」で開催。渡島管内の障がいのある人及びその家族約160人が参加する。
ワークセンターほくと増築整備補助事業	平成20年度	就労継続支援B型事業所の増築整備事業に対し、施設整備費及び設備整備費を助成する。
オストメイト対応トイレ改修事業	平成21年度	保健センター及び健康センターせせらぎ温泉、農業振興センターの車椅子用トイレをオストメイト対応トイレに改修する。
火災警報器購入助成事業	平成21年度 } 平成22年度	重度障がいのある人のいる世帯等の在宅生活を支援するため、住宅用火災警報器の購入に対し助成する。
成年後見制度利用支援事業	平成23年度 }	判断能力が十分でない障がいのある人等に対し、市長による審判申立や審判申立費用及び成年後見人等への報酬を支援する。
住宅改修費助成事業	平成23年度 }	重度身体障がいのある人等のいる世帯に対し、自立した日常生活を営むことが出来るよう支援するため、住宅改修に伴う費用の一部を助成する。
北海道障害者スポーツ大会渡島大会	平成26年度	全道障害者スポーツ大会を渡島支庁管内2市4町により各種競技を開催。北斗市では車椅子バスケットボール競技大会を開催する。
軽度中等度難聴児補聴器購入等助成	平成27年度 }	身体障がい者の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の保護者に対し、補聴器の購入又は修理に係る費用の一部を助成する。
専任手話通訳者の配置	平成29年度 }	日常的に手話を使用している聴覚障がいのある方が、市役所へ来庁した際に、各課窓口で行う申請・届出・相談などの支援のために手話通訳者を配置している。

※注：上記の「事業の内容」は、事業開始時の事業内容であって、障害者総合支援法等の施行により、現在の事業内容と一部異なるものがあります。

